平成２７年（フ）第９２３号
埼玉県川口市並木元町１番67―901号
破産者　高瀬　　馨
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
川崎市麻生区王禅寺西７―17―15　ベルフォーレ王禅寺105、開始決定時の住所川崎市麻生区白山４丁目１番２―1013号
破産者　長尾　章次
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
川崎市麻生区王禅寺西７―17―15　ベルフォーレ王禅寺105、開始決定時の住所川崎市麻生区白山４丁目１番２―1013号
破産者　長尾　芳子
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
滋賀県守山市今浜町2620―14―901、住民票上の住所川崎市麻生区片平１丁目12番７号
破産者　川内　摩記
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
滋賀県守山市今浜町2620―14―901、住民票上の住所川崎市麻生区片平１丁目12番７号
破産者　川内　昭治
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８３号
川崎市麻生区上麻生６丁目５番12―201号　フローラ藤屋
破産者　青山　　豊
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
新潟市西区新通西２丁目21番10号　ファインシティＢ―202
破産者　松森　伸仁
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３００号
新潟市秋葉区新津本町４丁目11番10号
破産者　原山　博臣
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１６号
新潟市江南区藤山１丁目２番13号
破産者　坪谷　康雄
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１９号
新潟市西区寺尾東３丁目16番32号
破産者　藤田　光榮
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山2538番地４
破産者　湯本　正隆
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
静岡県島田市船木3238番地の２　フォレストフェアリー１棟202号室
破産者　小林　伸介
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７号
名古屋市西区中小田井５丁目316番地、従前の住所名古屋市西区五才美町81番地
破産者　大岡　英之
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３５号
名古屋市中川区助光１丁目108―１　エスパシオベルデ505号室、開始決定時の住所名古屋市中川区長須賀２丁目1705番地　パンベール伏屋505号
破産者　小野田達也
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３１号
名古屋市名東区貴船３丁目403番地の３
破産者　河合　洋司
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２８号
名古屋市中川区高杉町251番地　第３高杉マンション403号、従前の住所名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅３棟314号
破産者　山中　庄吾
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町４丁目34番地、開始決定時の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋758番地の３シエロ６番館（従前の住所）兵庫県加古川市加古川町稲屋36番地の２グランプレステージ加古川Ⅱ―307号
破産者　岡本江利奈
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４０号
熊本市東区長嶺南７丁目16番26号
破産者　久保　秀文
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係